

# 町名を十勝清水町に変更することに関する住民投票 条例案の解説

この条例は、町名を十勝清水町に変更することに関し住民投票を実施するために必要な、投票できる人の資格や投票方法などを定める条例となります。

## <基本的な考え>

- ・この度の住民投票は、町の未来に繋がる重要な町名に対する住民投票であることを踏まえ、未来の担い手となる若者の意見をいただくことも重要であると考え、中学生1年生以上の方を投票の資格がある者とします。また、まちづくり基本条例の規定により国籍を問いません。
- ・他自治体の住民投票においては、投票が成立する投票率を定めている事例もありますが、本町は、投票された方々の意思を重く受け止め、投票結果はどのような投票率でも開票し結果を住民の皆様にお知らせすることが必要であると考え、成立する投票率は定めません。
- ・投票方法などは、町長選挙や町議会議員選挙の方法に準じることを基本とします。

## <各条項の解説>

### 1 条例の目的と投票内容（第1条、第2条）

条例の目的と投票の内容は、町名を十勝清水町に変更することに対する賛否について投票を行い、住民の意思を反映させることを目的とします。

### 2 住民投票を執行する者（第3条）

住民投票の執行は町長が行い、その管理と執行の事務を清水町選挙管理委員会に委託します。

### 3 実施の決定及び期日（第4条、第5条）

住民投票を実施するときは、町から選挙管理委員会に通知し、期日を選挙管理委員会が通知から90日以内の期間で決定します。そして、投票日の5日前までに告示します。

### 4 投票の資格を持つ者及びその名簿（第6条、第7条）

投票の資格を持つ者は、告示日において本町に住民票が3カ月以上ある平成26年4月1日生まれ以前の者（中学1年生以上）とし、その名簿を選挙管理委員会が作成します。ただし、公職選挙法第11条第1項（刑事罰）、第252条（選挙犯罪）及び政治資金規正法第28条（法律違反）の規定により選挙権を有しないと定める者を除きます。

なお、国籍については問いません。

### 5 投票の方法及び投票（第8条、第9条）

投票の方法は、一人1票とし秘密投票により賛成、反対のいずれかに○印を書く方式とします。また、投票は投票所において名簿確認を受け投票することといたします。

なお、代理投票や点字投票、期日前投票、不在者投票も町長選挙や町議会議員選挙と同様に可能とします。

## 6 投票の効力および無効投票（第 10 条、第 11 条）

投票の効力は、無効投票の規定に該当しない限り、投票人の意思が明白なものは有効といたします。

なお、○印以外を記入するなど条例に規定する 7 項目に該当するものを無効とします。

## 7 情報の提供（第 12 条）

投票に必要な情報は、町長がその提供に努めます。

## 8 投票運動（第 13 条）

住民投票に関する投票運動は自由とし、投票日の前日まで可能とします。ただし、買収や脅迫などにより不当に投票する人の意思を拘束したり、干渉することは禁止とします。また、住民の平穏な生活環境を侵害する行為も禁止とします。

## 9 投票と開票（第 14 条）

投票及び開票は、この条例に基づくもののほか、公職選挙法に基づく町長選挙及び町議会選挙と同様に行います。

## 10 投票結果の告示と通知（第 15 条）

投票の結果は選挙管理委員会が速やかに告示し、町長に報告します。

## 11 投票結果の尊重（第 16 条）

投票の結果について、町長は尊重することとします。

## 12 投票に関するその他の方法（第 17 条）

代理投票や点字投票など、その他の具体的な方法は別に規則として定めます。

## 13 条例の有効期間（附則）

この条例は、交付された日から効力が発生し、投票結果が告示された日をもって効力を失います。

## <参考>

住民投票については、全国の自治体で条例が制定されています。

他の事例については、一般社団法人地方自治研究機構のホームページに情報がありますので、ご参照ください。